

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

東御市全域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの（旧北御牧地区に限る）

a 緩傾斜農用地（田 1/100 以上 1/20 未満）

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

緩傾斜農用地が、急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑地

（2）集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が35戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた

場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

(3) 対象者

認定農業者に準ずるものとして市長が認定する者とは、次のとおりである。

東御市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に準ずる者

- ア 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者
- イ 東御市の平均経営規模以上の者
- ウ 効率的かつ安定的農業経営への意欲をもって規模拡大・経営改善を目指す者
- エ 農業所得が 100 万円以上の者

(4) その他必要な事項

(1) 土地改良通年施行等の取扱い等

地形的に恵まれない中山間地域において、生産性の向上等を図るため、地域の実情に応じた適切な基盤整備等を推進する。

①土地改良通年施行の対象事業の範囲

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件をすべて満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事実施時期の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱う。

(ア) 当該年度の 6 月 30 日（平成 27 年度においては 8 月 31 日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は株式会社日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が終了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置づけられていること。

イ アの土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業をいう。

(ア) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち (ア) 又は (イ) に該当する工種

ウ 土地改良通年施行に係る事業の実施については、関係局長が別に定めるところによる。

②土地改良通年施行に係る農地の取扱い

①の土地改良通年施行に係る農地については、交付金の交付対象とすることができる。

③土地改良事業等の実施等により対象用件に変更があった農用地の取扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を平成 31 年度まで交付金の交付対象とすることができる。

(2) 農業生産条件の強化について

中山間地域等直接支払交付金実施要綱の運用第 7 の 1 の (3) のオの表中の農

業生産条件の強化について、生産条件を向上させるための改良措置として以下の工種を対象とする。

対象工種	作業内容
水路工	<ul style="list-style-type: none">▪ 現場施工による用排水路の敷設▪ 水路（コンクリート2次製品）の設置▪ 取水、分水施設の設置▪ ポンプ場の新設・更新▪ 弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設▪ ため池の新設・改修
道路工	<ul style="list-style-type: none">▪ 農道の新設、拡幅▪ 農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装